

第 22 期第 20 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 1 時 50 分から午後 2 時 10 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階「第 5 会議室」

議 題

1 報告事項

（1）漁場計画の切替えに伴うスケジュールと方向性について（資料 1）

2 その他

（1）令和 8 年 10 月の委員会開催日程について

（2）その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 小川事務局長、広瀬事務局長代理、河野主事、石川主事
- ・ 県水産課 加藤 GL、石黒技幹、照井専門研究員、片山副技幹、加藤(大)技師

議 事

小川事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中9名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

ただいまから第20回の委員会を開会します。本日の議題ですが、報告事項が1件とその他となっております。

議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員、長塚委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず、報告事項(1)の「漁場計画の切替えに伴うスケジュールと方向性について」を議題としますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 加藤技師

【資料1に基づき説明】

議 長

ただいま水産課から説明がありましたが、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。

津谷委員

1ページ目の必要な要件または手続きの中で、②の活用漁業権というものがあるのですが、これは神奈川県で何か該当するような例は見られそうなのでしょうか。

水) 加藤技師

全ての漁業権が活用漁業権に相当すると今のところは考えております。今免許している全ての漁業権は活用されているということで、引き続き類似漁業権として設定する見込みでございます。ただアンケート調査を通して、チェックシートをチェックして、最終的にはそこで正式に判断することになります。

津谷委員

そうすると、特に何か新しくこれを適用するといった趣旨ではないのですね。

水) 加藤技師

そうですね。そういった趣旨ではないです。活用漁業権は既存の漁業権に対して、活用されているかどうかを判断するということになります。

議 長

他に何かございますか。

内田委員

海の方で、例えば資源管理を適切に実施しているというのが、2の(5)でしょうか。その右のところで遊漁規則等も入っていますが、内水面の場合、遊漁者が採っている量が多いので、遊漁者の意見は利害関係者の意見の中に含まれているとみなしてよいのでしょうか。

水) 加藤技師	そうですね。遊漁者も利害関係人に含まれます。
内田委員	遊漁者に直接アンケートはとらないですか。
水) 加藤技師	それはとらないです。
内田委員	漁協の方を介してということでしょうか。
水) 加藤技師	ホームページでパブリックコメントのような形で聞きます。
内田委員	ホームページですか。わかりました。
議 長	他に何かございますか。
	これは、漁場計画が5年前の最初のもので変わらなければ、免許の切替えもないという前提ですか。
水) 加藤技師	そうですね。漁場計画自体は全く同じ内容だとしても5年に1回作成し直すという趣旨でございまして、必要がなければ免許の切替えはございません。漁場計画の切替えのみです。
議 長	他に何かございますか。
	これは例えば、漁協から増殖の魚種の削減や、放流量の削減など、実態に合わせて変えたいというような希望が出てくれば、それは積極的に応じていくということになるのでしょうか。
水) 加藤技師	そうですね。変更はもちろん可能でございまして、5年に1回見直して、必要な変更をしていくというのが趣旨ですので、必要であれば行います。
	増殖量は免許の際に計画増殖量を神奈川県では出してもらっていますので、あくまで免許の際なのですね。今回は免許の切替えではないので、計画増殖量の切替えはない見込みでございます。魚種の変更等は、これから漁協に要望を聞いて検討していきます。
議 長	漁場計画が大幅に変われば、当然免許の切替えが連動してくるわけですよね。そういう理解でよいですか。
水) 加藤技師	そうですね。免許は漁場計画に基づいて行うものなので、そのような考えではいるのですけれども、中間年の切替えが今回初めてですので、そのあたりの漁場計画が変わった時の免許の扱いについては、本当にどうすべきかというのは、水産庁の指導も出ていない状況ですので、はっきりとはわかりかねているところでございます。
水) 加藤G L	来年度になると思うのですが、水産庁から漁業権免許の切替えに関する技術的助言がおそらく発出されると思いますので、それを参考に進めていくことになるかと思います。改正漁業法になってから初めてのケースなので、全国的に同じような問題が起こり得ると思いますけれども、まずは国の技術的助言を待って、それで作業を進めていくことになるかと思います。

議長

他に何かございますか。

これを今回やってみて、各県からやはりこのようなものはいないという話が出てくれば漁業法はまた積極的に改正してくれるのでしょうか。しなくてもよいような改正をしたようにしか思えないのですが。

小川事務局長

補足ですが、令和2年に改正漁業法ができた時の考え方は、その漁場が使われているかを精査しなさいというのが非常に大きな動きでした。一度免許すればそのまま既得権として漁協が持っているという状態にはしないと。常にチェックをして活用しているかどうかを確認してくださいという思いが非常に強く入っていました。そのために免許自体は10年ということになりますけれども、漁場計画は5年で切り替えると。この切替えにあたっては、活用漁業権という言葉が先程出てきましたが、きちんと使われているかを検証してチェックをかけていくという考えになっています。神奈川県の場合はきちんと使われていますから、事実上淡々と実施すれば淡々と更新されるという状況になると思いますが、例えば他の県で、漁業者も遊漁者もすごく減ってしまって、全然使っていない、放流もしていないというような漁場があれば、そういったところは見直さざるを得ない制度になっていると思います。そのため神奈川県の場合には心配がないということだと思います。そういう意味では、必要なところに権利を被せていくという考え方なので、趣旨としてはよくわかるのかなと。漫然と権利だけを10年間与えたままにしないという考え方に基づいているということでございます。

議長

何か他にございますか。

内水面についてはほぼ何もないだろうというように考えていてよいでしょうか。

小川事務局長

これから調査をしていきますので、その中でどのような動きがあるかどうかということだと思います。魚種を増やしたり減らしたりというのもできない話ではないので、先程話に出た技術的助言の中には、漁業権の変更等も適時に行えるような趣旨の通知になっていました。そういったことも含めて意見を踏まえて、先程言ったとおり10年間免許を出したら出したままにせず、漁業者なり漁協なりがこういった管理をしたいという思いがあればそれを県としては受けて、反映していくということにつながるのだと思います。以上です。

内田委員

関連してですけれども、実際には漁場として活用していないのに漁業権を持っていて何かを主張したりといった、そういう悪影響がどこかの県あるいは海区で出たということなのですね。

小川事務局長	出ないようにしたいと国は考えています。
内田委員	何か不思議な感じがするのです。出そうだという状況があるわけですね。
小川事務局長	遊漁者が減る中で、使ってもいないのにただ漁場に権利だけ設定していると、そこで他の事業をやりたいという時に、漁協が主張だけしてその参入を妨げることがあると。そのようなことを避けたいということがあるようには聞いていますので、そういうことだと思います。
議 長	海面の特定区画漁業権にだけ注目してやればよいような気がしますが、御苦労様です。
	他に何かございますか。
	ないようでしたら、報告事項ですので了承ということにしたいと思えます。
	次に、本日の配布資料について説明があるということですので、事務局から説明をお願いいたします。
事) 河野主事	本日机前にお配りしております、表紙が写真の冊子を御覧ください。本県水産課の水産企画グループから、新かながわグランドデザイン評価報告書2025の概要版についての配布がございました。
	こちらは県の総合計画である新かながわグランドデザインに位置付けられた事業の進捗に係る評価報告書です。こちらについて、御意見がある場合は、冊子裏表紙のQRコード等から御意見をいただければと思います。なお、10ページに水産に関わる記載がございます。御説明は以上です。
議 長	ということですので、御覧になってください。特に質問等はありませんか。
	特段ないようですので、本日の議題は以上で終了しますが、委員の皆様方から何か御発言がありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。
	事務局、水産課から何かありますか。
	ないようですので、短いですがこれで本日の委員会は終了いたします。次回は8月18日火曜日の14時から開催ですので、よろしくお願いいたします。